

○文部科学省告示第二百二十六号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）」の下に「、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年度の」を削り、同条第二項中「九千四百三十人」を「九千四百二十九人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。